

令和 3 年 1 月 14 日

指定管理者 各位

名古屋市観光文化交流局長

緊急事態宣言に伴う文化施設における対応について

「緊急事態宣言に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について（令和 3 年 1 月 7 日 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長）」を踏まえ、本市所管の文化施設における対応を、本通知以降、以下のとおり変更します。

指定管理者におかれましては、「文化施設における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」（令和 2 年 11 月 27 日改訂。以下、「当室ガイドライン」という。）に則した感染防止策の徹底が図られるよう、適切なお対応を改めてお願い申し上げます。

なお、国・愛知県並びに本市の新たな方針が示された場合等は、再度対応を整理することとします。

1 催物の開催制限

当室ガイドライン別紙 1 「催物（イベント）開催の目安」について、次のとおり変更します。

(1) 令和 3 年 2 月 7 日までの間における催物開催の目安

- ・屋内であれば 5,000 人以下、かつ収容定員の 50%以内の参加人数にすること
- ・屋外であれば 5,000 人以下、かつ人と人との距離を十分に確保できること
(できるだけ 2m)

なお、催物開催に当たっては、当室ガイドライン別紙 2 「イベント開催時の必要な感染防止策」に留意するよう促すとともに、業種別ガイドラインの徹底や、催し物前後の「三つの密」及び飲食を回避するための方策が徹底できない場合には、公演主催者に対し、開催について慎重に判断するよう求めることとします。

(2) 留意事項

新しい目安は、緊急事態宣言発出日（令和 3 年 1 月 14 日）より周知期間を経て、1 月 18 日から適用することとします。

チケット販売時期等を踏まえ、別紙「開催制限の目安適用及び施設の使用制限にかかる留意事項」のとおりに対応してください。

2 施設の使用制限

(1) 施設利用時間の短縮

令和3年1月18日から2月7日までの利用については、利用時間が20時までとなるよう、公演主催者へ丁寧に説明・依頼してください。

チケット販売時期等を踏まえ、別紙「開催制限の目安適用及び施設の使用制限にかかる留意事項」のとおり対応してください。

(2) 受付時間の変更

施設利用時間の短縮を受け、令和3年1月18日～2月7日までの期間について、各施設の受付時間を次のとおりとします。

施設名	受付時間
名古屋市公会堂	午前9時～午後8時
名古屋市民会館	午前9時～午後8時
名古屋市芸術創造センター	午前9時～午後8時（変更なし）
名古屋市青少年文化センター	午前9時～午後8時（変更なし）
名古屋市文化小劇場（熱田文化小劇場を除く）	午前9時～午後8時（変更なし）
名古屋市熱田文化小劇場	午前9時～午後5時（変更なし）
名古屋市民ギャラリー栄	午前9時30分～午後5時（変更なし）
名古屋市民ギャラリー矢田	午前9時～午後5時（変更なし）
名古屋市演劇練習館	午前9時30分～午後8時
名古屋市音楽プラザ	午前9時～午後8時
名古屋市短歌会館	午前9時～午後8時（変更なし）
名古屋市東山荘	午前9時～午後4時30分（変更なし）
名古屋市能楽堂	午前9時～午後5時（変更なし）

3 その他

本通知の対応について、ウェブサイトへの掲載など、利用者へ適切に周知していただきますようお願いいたします。

<開催制限の目安適用及び施設の使用制限にかかる留意事項>

